



## 答 申

議会改革検討協議会において、検討協議を行った結果について取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

平成29年3月13日

山口県議会議長 柳居俊学様

議会改革検討協議会  
会長 河村敏夫





議会改革検討協議会では、平成27年7月の設置以降、都合10回の会合を開催し、議長及び各会派から提案がなされた25項目（重複を除く）について、他県での実施状況等も参考にしながら、現状や課題の整理、見直しの可否、考え方等について様々な検討協議を重ね、検討結果を取りまとめた。

## I 既に協議会の結論を経て、実践に移っている項目（2項目）

項 目	検 討 結 果（見直し方策）
1 模擬議会の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 議長から本協議会に提案がなされ、次代を担う県内の高校生及び中学生が県議会の役割や県行政への理解と関心を高めていく取組として、平成28年1月から「やまぐち高校生県議会」を開催しているところであり、今後も継続的な開催が望まれる。<ul style="list-style-type: none"><li>・平成28年1月20日「第1回やまぐち高校生県議会」開催</li><li>・平成28年11月2日「第2回やまぐち高校生県議会」開催</li></ul></li></ul>
2 児童及び乳幼児を同伴した本会議傍聴に係る傍聴規則の改正  議会傍聴の条件の削除	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 児童及び乳幼児を同伴した本会議の傍聴については、平成24年9月定例会から傍聴規則の但し書きにより、許可することとしているが、より県民にわかりやすい傍聴制度とするため、本協議会での協議を経て、平成28年2月定例会において、傍聴条件を削除する規則改正を実施した。</li></ul>

## II 見直しや、努力を求める項目（8項目）

現状や課題の整理を踏まえ、本協議会として見直しや、努力を求めるべきとの結論に至った検討項目については、以下のとおりである。

項目	検討結果（見直し方策）
1 中・高生等による議会訪問見学の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中・高生等に県議会への関心や理解を高めてもらう取組として、議会訪問見学を充実させていくべきであり、本協議会において、取りまとめた実施案は別添のとおりである。</li> <li>○ なお、実施にあたっては、学校側にしっかりと活用してもらえるよう、教育委員会等と調整し、周知等に努めていく必要がある。</li> </ul>
2 県議会に設置した議員連盟による活動状況の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員連盟の活動への関心と理解を深めるため、活動状況をホームページで随時、発信していくことが適当である。</li> <li>○ なお、対象とする議員連盟は、当面、設立趣旨に全議員が賛同している全員加入の議員連盟を対象とすることが適当である。</li> </ul>
3 本会議傍聴のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本会議の傍聴の取扱いは、傍聴規則及び関係法令に基づき対応することとなるが、秩序維持の観点から、議事運営に支障を来たすようなことがないよう、入場前の事前説明時に、傍聴時の留意事項の遵守について、更なる徹底を図る必要がある。</li> </ul>
4 常任委員会資料の事前配付  常任委員会参考資料の配付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ より円滑な委員会審議のため、事前配布が可能と思われる計画の素案等については、可能な限り、事前配布されるよう、執行部へ要請していく必要がある。</li> </ul>
5 ネットの活用、議会中継の字幕	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若い世代にもこれまで以上に、県議会への理解を深めてもらえるよう、県議会ホームページを活用した情報発信をさらに充実させていく必要がある。</li> <li>○ 議会中継の字幕放映については、会議録の文字を組み合わせ放映がされており、生中継においては機器の整備など様々な課題もあり、現実的に困難な面もあることから、現行どおりとすることが適当である。</li> </ul>

項目	検討結果（見直し方策）
6 選挙公報の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年から、法制度上、選挙公報の発行に併せてホームページ掲載が認められる取扱いとなり、インターネットを活用した迅速な情報発信が可能となったことから、候補者の政策を若い世代に広く見てもらいやすくなるなど、より大きな効果が得られるという観点から、次期、県議会議員一般選挙から、選挙公報を発行することが適当である。</li> </ul>
7 会議の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本会議のネット録画の公開については、現状、速やかな公開に向けて可能な限りの努力がされているが、引き続き事務局に期間短縮の努力を求めたい。</li> <li>○ 常任委員会のインターネット中継については、各委員会室の整備費が多額となること、また、会議録も公開されていること等から現行どおりとする。</li> </ul>
8 議事録のネット公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県議会に対する理解を進めるため、現在は公開していない決算特別委員会及び政策特別委員会、議会運営委員会についても公開することが適当である。</li> <li>○ なお、議事録のネット公開については、現状でも、速やかな公開に向けて可能な限りの努力がされているが、引き続き事務局に期間短縮の努力を求めたい。</li> </ul>

## Ⅱ 現時点では、現行どおりとする項目（15項目）

この他の15項目についても、他県状況等を参考に課題の整理を行いながら検討協議を進め、協議会として取りまとめた協議結果は、以下のとおりである。

### 1 各定例会における常任委員会の開催日程の見直し

#### 常任委員会の一日一委員会開催

他県の開催例は特殊な例であることや、会期の大幅な延長が必要となること、また、委員会議事録は公開されており、後日ではあるが審査状況は、把握できることなどから、現行どおり、6常任委員会の同時開催とすることが適当である。

なお、協議の過程においては、せめて2グループでの開催をしてはどうかという意見も出されたが、現行どおりの開催が適当であるとの意見が大勢を占め、協議会として上記の結論に至った。

### 2 議員イントラの構築

議員イントラの構築にあたっては、整備費・維持管理費が発生すること、また、議会棟内での利用に止まるため、コストパフォーマンスが悪いことから、現状では、導入を見送ることが適当である。

### 3 議会報の発行

議会報の発行については、費用対効果等の問題もあり、これまでの結論どおり、発行しないこととするが、ホームページを活用して、これまで以上に議会情報をしっかりと発信していくことが必要である。

なお、協議の過程においては、発行に係る経費は必要経費であり、発行すべきとの意見も出されたが、現行どおりとする意見が大勢を占め、協議会として上記の結論に至った。

### 4 議会基本条例の制定

議会基本条例の制定については、これまでの結論のとおり、議会活動等の基本的事項は、既存の条例・規則等で定められ、これにより、対応が可能なことから、制定しないこととすることが適当である。

なお、協議の過程においては、他県の状況も踏まえ、当該条例を制定すべきとの意見も出されたが、現行どおりとする意見が大勢を占め、協議会として上記の結論に至った。

### 5 常任委員会の傍聴

常任委員会の傍聴については、実質的に傍聴を認めないとした事例はないことから、前回答申のとおり、現行どおりの許可傍聴とすることが適当である。

なお、協議の過程においては、届け出により傍聴させることとしてはどうかとの意見や、許可不要とすべきとの意見も出されたが、現行どおりとする意見が大勢を占め、協議会として上記の結論に至った。

## **6 特定の団体や市町との意見交換会の開催**

現状でも、各常任委員会の県内視察の機会を捉えて、必要に応じて意見交換の場を設けるなどの対応で実施可能であるため、現行どおりとすることが適当である。

## **7 行政計画を議決対象とすること**

平成22年の議会から執行部への申し入れにより、行政計画に対する議会の関与は確保されており、その後、特段の状況変化はないことから、現行どおりとすることが適当である。

## **8 議長選挙**

地方議会における正副議長選挙については、公職選挙法において、立候補制や所信表明が認められていないと解されており、任意の所信表明を強制したり、聞くことを議員に義務付けすることはできないことから、現行どおりとすることが適当である。

なお、協議の過程においては、任意で実施している自治体の例もあり、実施は可能ではないかとの意見も出されたが、現行どおりとする意見が大勢を占め、協議会として上記の結論に至った。

## **9 予算委員会の設置**

本会議での質問や常任委員会の審査との棲み分けなど整理すべき課題が多く、現行の審査方法で、特段の支障は生じていないことから、前回答申のとおり、予算委員会は設置しないことが適当である。

## **10 請願提出者の説明機会の創設**

制度上、請願の説明責任は紹介議員に付与されており、また、必要に応じて参考人としての招致も可能であるため、現行どおりとすることが適当である。

## **11 議会のケーブルテレビ中継**

実施には、多額の費用が新たに生じることなどから、現行どおりとすることが適当である。

## **12 本会議場の発言席に時計を設置**

既に、発言者席から見えやすい演壇正面に、残時間を表示する時計が設置してあることから、現状どおりとすることが適当である。

## **13 委員会室に音響設備を整備し、執行部の答弁者も着席したままに**

各委員会室の音響設備の整備には多額の経費が掛かるため、現状どおりで対応することが適当である。

また、参与員席の発言についても、答弁者は起立した方がわかりやすいため、現行どおりとすることが適当である。

#### **14 特別委員会の議員構成の変更**

委員定数は、各会派の所属議員数で割り当てられ、また、少数会派については希望があれば、各会派間で調整する申し合わせもあることから、前回の答申どおり、現行どおりとすることが適当である。

#### **15 政務活動費**

政務活動費の一層の適正化のため、各議員は更なる制度の理解と厳格な執行に努めていく必要があるが、政務活動費の適正な執行を図る上で、後払いとするか、前払いとするかは本質的な問題ではなく、支払方式を後払いとし、議員に立て替え負担を求めるることは、議員の活発な政務活動を制限することとなることから、支払い方式は、現行どおりとすることが適当である。

## 中・高生等による議会訪問見学の受入対応（案）

中・高生等に県議会への関心や理解を高めてもらうための新たな取組として、学校の授業や社会見学等を活用した議会訪問見学の受入を開始する。

### 1 受入期間

通年で受入（議会会期、祝日、年末年始等を除く平日）

### 2 受入対象

中学生、高校生等の学級やグループ（希望に応じて専門学校生、大学生等も受入）

### 3 受入内容

学校側の希望に応じて対応できるよう、以下のプログラムを準備

議会概要説明	議会のしくみや議員の役割について説明
議会棟内見学	議長室、本会議場、議員控室など議会棟内を見学 議長との懇談・記念撮影（議長が登庁されている場合）
議会体験学習	旧県会議事堂の議場を活用した体験学習 [体験学習の実施例] ・生徒が議員役等を演じ、質疑、採決等のシナリオを実演 ・事前に学校で議論して考えてきた意見を、生徒が演壇から発表 旧県会議事堂の展示等を見学
選挙に関する説明	選挙の意義や重要性等について選管事務局職員から説明

### 4 訪問見学の申込方法

希望する学校から議会事務局に事前申し込み

### 5 周知方法

教育委員会等を通じて県内の中学校、高等学校等に実施内容を周知するとともに、県議会ホームページに実施状況等を掲載してPRしていく。

### 6 その他

本会議傍聴を希望する学校からの傍聴申込み手続き等についても、議会訪問見学の実施内容とともに各学校に周知する。